

令和3年9月30日

JASSO 年報（平成 29 年度版） 正誤表

訂正箇所	誤	正
103 ページ 第 11 章 資料 5 事業・制度、 組織の遠隔 （1）事業・制度の沿革 [奨 学金貸与事業]	平成 29 年度 ・減額返還制度の拡充（1/2 に加え 1/3、5⇒10 年）	平成 29 年度 ・減額返還制度の拡充（1/2 に加え 1/3、適用期間は最長 120 か月から 180 か月に変更）